

新潟県立図書館条例

平成 4 年 3 月 30 日
新潟県条例第 37 号

新潟県立図書館条例をここに公布する。

新潟県立図書館条例

新潟県立新潟図書館条例(昭和 39 年新潟県条例第 48 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定に基づき、県民の教育と文化の発展に寄与するため、新潟県立図書館を新潟市中央区女池南 3 丁目に設置する。

(平 12 条例 95 ・ 平 19 条例 12 ・ 一部改正)

(委任)

第 2 条 新潟県立図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 95 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 12 号)抄

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。